

領地争い

『吾妻鏡』建久3年(1192)11月25日の条には、次のようなことが記されている。

25日、甲子、白雲飛散し、午以後晴れに属す。早旦、熊谷次郎直実と久下(くげ)権守直光と、御前において一決を遂ぐ。これ武蔵国熊谷・久下の境相論の事なり。直実、武勇においては一人当千の名を馳すといえども、対決に至りては、再往知十の才に足らず。すこぶる御不審を胎(のこ)すによって、將軍家たびたび尋ね問はしめたまふ事あり。

記事はまだ続いているが、要するに、建久3年、この年は頼朝が征夷大將軍になったばかりの年であるが、その年の11月の末に、直実と、直実の母の姉(姨母・おば)の夫である久下直光とが、熊谷郷の境界争いのことで、頼朝の御前で裁判が行われたというのである。

直実は武勇においては一騎当千の勇者ではあるが、こうした理屈の言い合いになると、てきぱき論ずる才能に欠ける。その結果、多くの不審を残し、將軍家にたびたび訊問されることになってしまった。うまく答えられない直実は、今の言葉で言えば、頭にきたとでもいうか、

「この事は梶原平三景時が久下直光をひいきにしているものだから、前もって2人で打ち合わせていたのだ。それで自分だけ責められるようなことになったのだ。だから今更、自分が何と答えようと、結果はきまっている。直光がほっとするだけだ。こんな書類など必要もない。あれこれ言う要もない」

と言って、事がまだ落着もしていないのに、調度や文書を丸めて、將軍の簾(すだれ)の中にぼいっと投げ入れて座をたってしまった。

直実はそれでもなお怒りがおさまらないで、西の侍の詰所へ行って、刀を抜いて、自分で髪の毛の束ねてあるところを切ってしまい、家にも帰らないで、そのまま行方をくらましてしまったのである。將軍家は非常に驚いたらしく、八方手をつくして直実を捜させている。

ある説に、

西を指して駕を馳す。もしは京都の方に赴くかと云云。すなはち雑式(ぞうしき)等を相模・伊豆の所々、ならびに箱根・走湯山等に馳せ遣はし、直実が前途をさいぎって、遁世の儀をとどむべきの由、御家人および衆徒等の中に仰せ遣はきると云々。

これを読むと將軍家の狼狽ぶりがよくわかる。それはとりもなおさず、鎌倉武士の中での直実の存在の大きさを示すものといえる。何としても直実に遁世などされては困るのであろう。しかし、直実は再び武士に戻ることはなかったのである。実にショッキングな事件であったらしく、この事件以後、將軍家の前で訴訟を行うことは停止されてしまったのである。『吾妻鏡』の建久10年(1199)4月1日条に、このようなことが書かれている。

1日、壬戌、問注所を郭外に建てられる。(中略)熊谷と久下と境相課の事対決の日、直実西侍において鬢髪(びんぱつ)を除(はら)ふの後、永く御所中の儀を停止せられ、(三善)善信の家をもってその所となす。今また別郭を新造せらると云々。

熊谷・久下の争いで、直実が髪を切ったりしたものだから、將軍家の前で訴訟が行われることが停止され、三善書信の家で行われていたが、それもまたやかましくなったので、今、郭外に問注所を建てたというのである。

『吾妻鏡』は、本来幕府の公の記録書的性格をもっているものであるから、個人的因縁などをあまり記さないものであるが、この事件の時は、珍しく直実と久下直光との関係に言及している。それもまたこの事件の衝撃度の深さを示すものといえよう。ただそれを理解するためには、直実の出自をみておく必要がある。(梶村昇)